

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第4項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年7月13日
【四半期会計期間】	第17期第3四半期（自 2016年10月1日 至 2016年12月31日）
【会社名】	アニコム ホールディングス株式会社
【英訳名】	Anicom Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 小森 伸昭
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号 住友不動産新宿グランドタワー39階
【電話番号】	03(5348)3911（代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 河野 寛貴
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号 住友不動産新宿グランドタワー39階
【電話番号】	03(5348)3911（代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 河野 寛貴
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

2017年2月13日に提出いたしました第17期第3四半期(自2016年10月1日至2016年12月31日)四半期報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第2 事業の状況

3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

(4) ソルベンシー・マージン比率

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第2【事業の状況】

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(4) ソルベンシー・マージン比率

(訂正前)

アニコム損害保険株式会社の「ソルベンシー・マージン比率」は、以下のとおりであります。

	前事業年度末 (平成28年3月31日) (百万円)	当第3四半期会計期間末 (平成28年12月31日) (百万円)
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額	9,516	10,369
資本金又は基金等	8,844	9,734
価格変動準備金	32	40
危険準備金	-	-
異常危険準備金	813	674
一般貸倒引当金	0	0
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)	172	74
土地の含み損益	2	5
払戻積立金超過額	-	-
負債性資本調達手段等	-	-
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	-	-
控除項目	-	-
その他	-	-
(B) 単体リスクの合計額 {(R1+R2) ² +(R3+R4) ² }+R5+R6	6,733	7,391
一般保険リスク(R1)	6,547	7,172
第三分野保険の保険リスク(R2)	-	-
予定利率リスク(R3)	-	-
資産運用リスク(R4)	729	913
経営管理リスク(R5)	145	161
巨大災害リスク(R6)	0	0
(C) 単体ソルベンシー・マージン比率(%) [(A)/{(B)×1/2}]×100	282.6%	280.5%

(注) 「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条(単体ソルベンシー・マージン)及び第87条(単体リスク)並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。

(後略)

(訂正後)

アニコム損害保険株式会社の「ソルベンシー・マージン比率」は、以下のとおりであります。

	前事業年度末 (平成28年3月31日) (百万円)	当第3四半期会計期間末 (平成28年12月31日) (百万円)
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額	10,087	11,244
資本金又は基金等	8,844	9,734
価格変動準備金	32	40
危険準備金	-	-
異常危険準備金	813	674
一般貸倒引当金	0	0
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)	172	74
土地の含み損益	2	5
払戻積立金超過額	-	-
負債性資本調達手段等	-	-
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	-	-
控除項目	-	-
その他	570	875
(B) 単体リスクの合計額 $\{(R1+R2)^2+(R3+R4)^2\}+R5+R6$	6,733	7,391
一般保険リスク(R1)	6,547	7,172
第三分野保険の保険リスク(R2)	-	-
予定利率リスク(R3)	-	-
資産運用リスク(R4)	729	913
経営管理リスク(R5)	145	161
巨大災害リスク(R6)	0	0
(C) 単体ソルベンシー・マージン比率(%) $[(A)/\{(B)\times 1/2\}]\times 100$	299.5%	304.2%

(注) 「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条(単体ソルベンシー・マージン)及び第87条(単体リスク)並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。

(後略)